
統合報告書を お届けするにあたって

三井物産は、2004年に暗黙知として共有してきた価値観・理念を体系化・明文化し、「三井物産の経営理念 (Mission, Vision, Values)」(P.002ご参照)を策定致しました。その中で、企業使命 (Mission) に掲げている「大切な地球と、そこに住む人びとの夢溢れる未来作りに貢献」するため、2015年には経営における重要課題として5つのマテリアリティ (P.014-016ご参照)を特定致しました。一方、同年に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2030年までに貧困に終止符を打ち、地球を保護し、人々の豊かさの促進を目指す17の目標と169のターゲットを掲げ、世界的な優先課題および在るべき姿を明らかにしています。

当社は、総合商社としての多種多様な機能を有するとともに、幅広い事業をさまざまな国・地域で展開しており、当社のマテリアリティとSDGsは極めて関連性が高く、事業を通じ多岐にわたって社会に貢献していくことができると考えております。当社の多様な人材が、三井物産グループの総合力とネットワークを駆使し、社会課題の産業的解決にこれからも取り組んで参ります。

当社ではアニュアルレポート2012より「統合レポート」と位置付け、当社の価値を持続的に向上させる価値創造メカニズムや、事業を通じて社会に貢献するCSR活動などを紹介して参りました。

今般、経営陣と社員一人ひとりが、夢溢れる未来に向けて、社会と当社相互の持続可能な発展を追求し続ける当社の変わらぬ姿勢を、長期的かつ総合的な視点から、より明確にお伝えしていくことが重要であると考え、本年度より統合報告書としてリニューアルさせていただきました。

今後も、統合報告書に対する皆様からのご意見を参考にしながら、より分かりやすい報告書となるよう改善を図ることで、皆様との建設的な対話に資する良きコミュニケーション・ツールとすべく尽力致す所存です。

なお、国際統合報告評議会 (IIRC) が提唱する「国際統合報告フレームワーク」・経済産業省が発表した「価値協創ガイダンス」などを参照しつつ、各部門との緊密な連携を図りながら、当社グループの横断的な考え方を集約したうえで、本報告書を誠実に作成していることを表明申し上げます。

2018年7月

代表取締役会長
ガバナンス委員会委員長
飯島 彰己



360°
business
innovation.

編集方針

昨今、国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」や ESG 投資への関心が高まる中、当社が認識するリスクと機会、それに対する戦略や取り組みを説明することで、当社事業の持続可能性や中長期的な企業価値の成長性を明確にお伝えすることが重要であると考え、従来のアニュアルレポートを統合報告書として進化させました。「分かりにくい」と評される総合商社のビジネスモデルと当社の競争優位性に対するご理解の一助となれば幸いです。

参考としたガイドライン

- GRI (Global Reporting Initiative) 「サステナビリティ・レポート・スタンダード」
- 環境省「環境会計ガイドライン2005年版」
- ISO26000 (「社会的責任に関する手引」)
- IIRC (The International Integrated Reporting Council) 「国際統合報告フレームワーク」
- 経済産業省「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」



三井物産の刊行物について

本統合報告書では、特に企業価値に大きな影響を及ぼす情報に絞って掲載する一方、ステークホルダーの皆様に向けてさまざまなコミュニケーションツールを発行しています。

| 刊行物 | 内容 | メディアの種類 | | |
|---------------------|--|---------|-----|------|
| | | 冊子 | PDF | HTML |
| 統合報告書(本冊子) ……① | 詳細は、P.003「CONTENTS」をご参照ください。 | | | |
| サステナビリティレポート ……② | マルチステークホルダー向けに発信している、詳細な非財務情報の年次報告書です。 「サステナビリティレポート2018」は2018年8月発行予定です。 | | | |
| 有価証券報告書 ……③ | 金融商品取引法第24条第1項に基づき作成し、関東財務局への提出を義務付けられている報告書です。財務状況に関するより詳細な情報はこちらをご参照ください。 毎年6月下旬に発行しています。 | | | |
| コーポレート・ガバナンス報告書 | 「コーポレートガバナンス・コード」に従い、当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や体制などを記述した報告書で、東京証券取引所への提出を義務付けられている報告書です。機関設計、運用状況、実効性評価などのより詳細な情報はこちらをご参照ください。 | | | |

